

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

平成27年3月30日規則第51号

最終改正：令和6年7月19日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成27年条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給範囲、支給方法その他条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(高所作業手当)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定めるものは、柵等の防護設備がない箇所で行う作業その他の事務局長が定める作業とする。

(汚水内作業手当)

第4条 条例第4条第1項に規定する規則で定めるものは、工場の維持管理作業又はその監督の業務（排水処理設備その他事務局長が定める設備に係る作業又は業務に限る。）とする。

(廃棄物等処理作業手当)

第5条 条例第6条第1項に規定する規則で定めるものは、工場の維持管理作業又はその監督の業務（燃焼設備その他事務局長が定める設備に係る作業又は業務に限る。）のうち、廃棄物又は焼却灰に直接接触して行うものとする。

(緊急対策業務等手当)

第6条 条例第7条第1項に規定する規則で定める緊急の対策業務等は、屋外において行う緊急対策業務等とする。

(災害応急作業等派遣手当)

第7条 条例第8条第1項に規定する組合規則で定める職員は、同項に規定す

る区域を管轄する地方公共団体から同項に規定する作業又は業務に対する給与その他の給付を受ける職員とする。

(支給日)

第8条 手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、特別の事情がある場合で、その日に支給することができないときは、別の取扱いをすることができる。

(特殊勤務実績簿)

第9条 事務局長は特殊勤務実績簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

(作業日数の計算方法)

第10条 支給額が1日につき定められた手当に係る業務又は作業に従事した日数は、暦日によって計算する。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月19日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。